

海老名市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き



海老名市

令和4年3月

目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは . . . 1 ページ
- 2 宣誓をすることができる方 . . . 2 ページ
- 3 パートナーシップ宣誓の流れ . . . 3 ページ
- 4 宣誓時に必要な書類 . . . 5 ページ
- 5 宣誓後について . . . 7 ページ
- 6 Q & A . . . 9 ページ

参考 海老名市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

1 パートナーシップ宣誓制度とは

海老名市は、人権を尊重し、差別や偏見のない、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和4年4月から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

この制度は、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対し、市が宣誓書受領証等を交付するものです。

法的な効力は発生しませんが、様々な生きづらさを感じている方の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています。

●●● パートナーシップの定義 ●●●

海老名市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」としています。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 海老名市民であること。または、一方の方が海老名市民で、他方の方が3か月以内に転入予定であること。
- (3) 婚姻をしていないこと。
- (4) 宣誓をする相手以外の方とのパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓をする方同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。ただし、パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

3 パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓日の事前予約（要相談）

宣誓を希望される日の2週間前までに電話、窓口、ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。

【受付】 市民相談課 人権男女共同参画係

電話番号 046-235-4568

月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く）

8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

○予約時にお伝えいただきたいこと

①宣誓希望日と時間

②宣誓する二人の氏名・生年月日・住所・日中の連絡先

※通称名を使用する場合は、あらかじめお伝えください。

※宣誓できる日時は、月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く）の

9時00分～12時00分、13時00分～16時00分です。

※ホームページのお問い合わせフォームから予約される場合、連絡先

（電話番号またはメールアドレス）の記載漏れにご注意ください。

※宣誓日時が確定したことを市が回答した時点で、予約は成立します。

※宣誓希望日は、なるべく複数の候補日をお知らせください。

(2) パートナーシップ宣誓

事前予約した日時に、必要書類（5・6ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人そろって指定の場所にお越してください。

- ・プライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。
- ・市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書」に記入（署名）してください。
- ・自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

書類に不備がない場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を即日交付いたします。

○交付書類

- | | |
|--------------------|-----|
| ①パートナーシップ宣誓書受領証 | 1通 |
| ②パートナーシップ宣誓書受領証カード | 各1通 |
| ③パートナーシップ宣誓書の写し | 1通 |

※事務作業のため、1時間ほどお時間をいただきます。

4 宣誓時に必要な書類

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたものをお持ちください。
- ・ お一人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・ 本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ・ 海老名市に転入予定の方は、転入後（宣誓日から3か月以内）に提出してください。

(2) 婚姻していないことを証明する書類

- ・ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書をお一人1通ずつ提出してください。
- ・ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書は、本籍地の市区町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書などに日本語訳を添付してください。
- ・ 宣誓日以前3か月以内に交付されたものをお持ちください。

※（1）及び（2）の書類の交付手数料は自己負担となります。また、返却はいたしませんので、ご了承ください。

(3) 本人確認書類

- ・お二人それぞれご用意いただき、提示してください。
- ・有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

1枚の提示でよいもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード （マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・住民基本台帳カード（顔写真付）	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、 または介護保険の被保険者証・国民年金手帳・住民基本台帳カード（顔写真なし） ※法人が発行した身分証明書（顔写真付） 「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類と組み合わせ て提示してください。

(4) 通称名を確認できる書類

- ・通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証、住所が記載された郵便物など）を提示してください。

※（4）の書類は通称名の使用を希望される方のみ必要です。

5 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付及び返還の際は、事前に来庁日をご連絡ください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

紛失、汚損、氏名や通称名の変更で再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

※紛失以外の場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証等を再交付します。

※改姓又は改名の場合は、変更が確認できる書類をお持ちください。

(2) パートナーシップ宣誓の解除及び受領証等の返還

次のいずれかの場合、パートナーシップ宣誓を解除し、受領証及び受領証カードを添えて「パートナーシップ宣誓解除届兼宣誓書受領証等返還届」を提出してください。

①パートナーシップを解消したとき。

②一方又は双方が市外に転出したとき。

※単身赴任、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除きます。

③宣誓が無効になったとき（8ページ）。

④宣誓の要件（2ページ）に該当しなくなったとき。

※パートナーの一方がお亡くなりになられた場合は、返還する必要はありません。ただし、新たに別の方とパートナーシップ宣誓をする場合は、返還する必要があります。

●●● パートナーシップ宣誓が無効となる場合 ●●●

次のいずれかの場合、パートナーシップ宣誓は無効となり、受領証等を返還していただきます。

なお、受領証等が返還されない場合などは、交付番号をホームページ上などで公表する場合があります。

- ①当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ②宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- ③宣誓の要件（2ページ）に反しているとき。
- ④転入予定の方が、宣誓日から3か月以内に住民票の写し等を提出しないとき。

6 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と法律婚(婚姻)は、どう違うのですか？

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務等、法律上の権利や義務が発生します。一方、海老名市パートナーシップ宣誓制度は市が独自に実施するものであり、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A 欧米等で認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。一方、海老名市パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで市の要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q 3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A 同性・異性を問わず、宣誓をすることができます。また、事実婚の方も宣誓できます。

Q 4 養子縁組をしていますが、宣誓をすることはできますか？

A パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

Q 5 宣誓をするために、同居している必要がありますか？

A 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

Q 6 海老名市民でないと言誓できませんか？

A お二人とも海老名市民であるか、一方の方が海老名市民で、他の方が3か月以内に転入を予定している場合は、言誓することができます。

Q 7 代理人や郵送による方法で言誓することはできますか？

A 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ言誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法で言誓をすることはできません。ただし、自ら記入することが難しい場合は、お二人の立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

Q 8 言誓に費用はかかりますか？

A 言誓の手続きやパートナーシップ言誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、言誓時などに提出していただく必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 9 言誓は、どこで行いますか？

A 原則として、海老名市庁舎内の個室で行います。予約受付時に場所をお伝えします。

Q 10 通称名を使用できますか？

A 性別に違和感があるなど、特段のご事情がある場合は、通称名を使用できます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活でその通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証・学生証、通称名で届いた郵便物など、日常的に使用していることが客観的に確認できる資料）を言誓時に提示してください。なお、言誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q11 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか？

A パートナーシップ宣誓をした方の一方または双方が市外へ転出する場合、「パートナーシップ宣誓解除届兼宣誓書受領証等返還届」に受領証及び受領証カードを添えて返還してください。ただし、単身赴任、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は、返還の必要はありません。

Q12 市内で転居する場合、手続きは必要ですか？

A 市内で転居する場合は、特段の手続きは必要ありません。

Q13 受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A 行政サービスでは、市営住宅や市内の県営住宅への入居申込に利用できます。また、民間サービスでは、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いが行われるケースがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。市では、今後利用可能なサービスが広がるよう、制度の周知に努めてまいります。

【参考】海老名市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権を尊重し差別や偏見のない、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること。又は、一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップのないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）同士が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合は、この限りではない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、宣誓日を予約の上、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次の各号に

掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) 宣誓者が市内に住所を有するときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）（以下「住民票の写し等」という。）

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、市長に対して当該宣誓者が本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者にあつては、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等を市長に提出しなければならない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名（戸籍上の氏名（外国人にあつては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（交付書類）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書の提出があつた場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受

領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式）（以下「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、当該通称名及び本名を受領証等に記載するものとする。

（再交付の申請）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名（通称名を含む。）を変更したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 受領者は、前項の規定により提出する再交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による再交付の申請について準用する。
- 4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

（宣誓の解除及び受領証等の返還）

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓を解除しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 受領者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓解除届兼宣誓書受領証等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

（無効となる宣誓）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第3項の規定に反して、住民票の写し等を提出しないとき。

(解除又は無効に係る交付番号の公表)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第8条により解除となり、又は前条により無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を第8条の規定により解除又は第9条の規定により無効となるまでの間及びその後5年間保存する。ただし、受領者双方が死亡した場合は、この限りではない。

(啓発)

第12条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により行われる宣誓のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

●●● 海老名市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き ●●●

発行 海老名市 市民協働部 市民相談課 人権男女共同参画係
〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1
電話番号 046-235-4568 (ダイヤルイン)

初 版 令和4年3月 発行

第二版 令和4年5月 改訂



市ホームページ